

議案第 1 4 号

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を改正
する条例を制定するについて

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を、次の
とおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を改正
する条例

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例（平成25年宇治
市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「その他」を「、自転車通行帯その他」に改
める。

第5条第2項中「副道」を「副道（自転車通行帯を除く。）」に
改める。

第6条中第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか
、路肩」を「路肩」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項
を第3項とし、第5項を第4項とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の
道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（
停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同
じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況
その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限
りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車
及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車
道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全か
つ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある
場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものと
する。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な
い場合においては、この限りでない。

3 第3種又は第4種の道路（前2項に規定するものを除く。）に
は、交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な
通行を確保する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自

転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。

第8条第1項本文中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項本文中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項本文中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第10条第1項本文中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第39条中「、第6条第3項、第7条第1項」を「、第6条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項」に改める。

第40条第1項中「、第7条」を「、第7条、第7条の2第4項」に改め、同条第2項中「、第6条第3項、第7条」を「、第6条第2項、第7条、第7条の2第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、改正後の第6条、第7条の2及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。